

倉敷市立穂井田小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校は少人数であり、縦割り班活動にも取り組んでいるので、異学年交流が日常的に行われている。学年を越えて仲良くなれる良い面がある一方で、上級生に対する礼儀や下級生に対する思いやりの心を忘れてしまっていることがある。またクラス替えがなく、人間関係が固定化されてしまうため、小さい頃からのトラブルを抱えたまま大きくなったり、馴れ合いのために、互いに注意すべきことを見逃したりするという様子も見られる。

未然防止の取組をより強く推進するためには、教職員が「いじめはいつでも起こりうる」という認識のもと、早期の実態把握・より具体的な情報共有・職員研修の充実などが必要であると考えます。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた取組を推進するため、いじめ対策委員会には、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事を含む各担任と養護教諭が参画し、それぞれの立場からいじめ問題解決のための取組を行う。

・いじめの早期発見のために、年3回アンケートを実施したり、年2回教育相談週間を実施したりして情報を得て、教職員間で共有する。

・授業をはじめ、人権週間・児童会活動・学級活動など全教育活動で、児童自ら生活をよくしていくという主体的な態度と課題解決の実践力を育む。

〈重点となる取組〉

・「いじめとは何か」「情報モラル」などについての授業を行い、いじめに対する認識を深める。

・いじめ問題への対策やネット上のいじめに対する指導のあり方などについて職員研修を行い、いじめの認知能力やその後の対応能力の向上を図る。

・授業・朝の会・帰りの会等日々の生活や学校行事・及び集会において、誰もが自己肯定感や充実感を得られるよう活躍したり認め合ったりする場面を設ける。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
〈連携の内容〉 ・学校基本方針をPTA総会等で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や懇談でいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・学校運営協議会委員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についてPTA対象の研修会を実施する。 ・学校便り等でいじめ問題の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介をし、活用を促す。	いじめ対策委員会 〈いじめ対策委員会の役割〉 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 〈いじめ対策委員会の開催時期〉 ・年12回開催(職員会議開催日にあわせて月ごとに) 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉 ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉 ・校外 スクールカウンセラー、PTA会長 ・校内 校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年担任、養護教諭 全 教 職 員	〈連携機関名〉 ・倉敷市教育委員会 〈連携の内容〉 ・保護者支援のための専門スタッフ等の派遣 〈学校側の窓口〉 ・教頭 〈連携機関名〉 ・玉島警察署 ・青少年育成センター 〈連携の内容〉 ・定期的な情報交換 〈学校側の窓口〉 ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	〈教員研修〉 教職員の指導力向上のため、いじめ防止・情報モラルに関わる研修会を行う。 〈児童会活動〉 縦割り班活動で異学年交流を行い、思いやりと感謝の気持ちがもてる集団作りを進める。また児童会活動・学級活動などで児童の主体的な活動の場を保障する。 〈規律〉 学習規律、生活規律を全職員で共通理解し、全ての児童が相手の気持ちを考える思いやりの心を持ち、安心して学校生活を送ることができるように指導の徹底を図る。 〈情報モラル〉 ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において必ず行う。 〈人権に関する学習・好ましい人間関係づくり〉 人権教育年間指導計画に基づき、人権認識を深め、人権に関する問題を解決する実践力を養うとともに、お互いを尊重し合う人間関係づくりに努める。
② 早期発見	〈実態把握〉 ・児童の実態把握のためのアンケートを年3回、教育相談を年2回行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 〈相談体制の確立〉 ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、日々きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。 〈情報共有〉 ・児童の気になる変化や行為があった場合、記録をとっておいたり、終礼や会議で伝達したりして、早急に情報共有できる体制を作る。 〈家庭への啓発〉 ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを配布し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	〈いじめの有無の確認〉 ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の確認を行う。 〈いじめへの組織的対応の検討〉 ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 〈いじめられた児童への支援〉 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、児童及びその保護者に対して支援を行う。 〈いじめた児童への指導〉 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした態度で指導するとともに、児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行う。

倉敷市立穂井田小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和8年度

	会議、委員会等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針、指導計画の確認 ○いじめ対策委員会 ○参観日・学級懇談会 PTA総会	○始業式、学級開き、入学式 ○人権に関する学習 ○地区別児童会 ○全校校内ウォークラリー ○学級懇談(保護者)	○学級懇談(保護者) ○情報交換(職員・保護者他)	○対応手順の共通理解 (対策委員会) ○発生事案への対処(随時)
5月	○職員会議 ○いじめ対策委員会	○運動会 ○人権に関する学習	○情報交換(職員・保護者他)	○発生事案への対処(随時)
6月	○職員会議 ○学校運営協議会 ○いじめ対策委員会 ○小中連絡会 ○保幼小連絡会	○人権旬間の取組(担当) ・なかよし集会(児童会) ○人権に関する学習 ○山の学習	○学校生活やいじめの実態アンケートと担任による教育相談 ○情報交換(職員・保護者他)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処(対策委員会)
7月	○職員会議 ○いじめ対策委員会 ○個人懇談	○人権に関する学習	○個人懇談(保護者) ○情報交換(職員・保護者他)	○発生事案への対処(随時)
8月	○職員会議 ○職員研修会 ・研修報告 ○いじめ対策委員会	○家庭連絡	○情報交換(職員・保護者他)	○発生事案への対処(随時)
9月	○職員会議 ○学校運営協議会 ○いじめ対策委員会 ○PTA人権教育研修会 ○参観日・学級懇談	○学級懇談(保護者) ○人権に関する学習	○学級懇談(保護者) ○情報交換(職員・保護者他)	○発生事案への対処(随時)
10月	○職員会議 ○いじめ対策委員会	○修学旅行・遠足 ○校内読書週間の取組(担当・児童会) ○人権に関する学習	○情報交換(職員・保護者他)	○発生事案への対処(随時)
11月	○職員会議 ○学校運営協議会 ○いじめ対策委員会	○学芸会 ○人権旬間の取組(担当) ○人権に関する学習	○情報交換(職員・保護者他)	○発生事案への対処(随時)
12月	○職員会議 ○いじめ対策委員会 ○個人懇談	○人権に関する学習	○個人懇談(保護者) ○学校生活やいじめの実態アンケートと担任による教育相談 ○情報交換(職員・保護者他)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処(対策委員会)
1月	○職員会議 ○いじめ対策委員会	○感謝の会・穂井田小祭り(児童会) ○給食週間の取組(担当・児童会) ○人権に関する学習	○学校評価アンケート(児童、保護者) ○情報交換(職員・保護者他)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処(対策委員会)
2月	○職員会議 ○学校運営協議会 ○いじめ対策委員会 ○参観日・学級懇談	○学校保健委員会(担当・児童会) ○人権に関する学習 ○学級懇談(保護者)	○学級懇談(保護者) ○情報交換(職員・保護者他)	○発生事案への対処(随時)
3月	○職員会議 ○いじめ対策委員会 ・取組の検証、基本方針の修正	○お別れ集会・卒業式 ○人権に関する学習	○情報交換(職員・保護者他)	○発生事案への対処(随時)

【年間を通して、行う取組】 人権に関する学習、好ましい人間関係づくり、教育相談、教職員による観察・情報交換
児童朝会(月1回、第1月曜日)、なかよし班活動、保護者及び地域連携等、なかよしあそび